

新たな農地・水保全管理支払交付金

—地域の手で農地・農業用水や地域環境を守る取組を支援します—



はじめに

農林水産省では、平成19年度から「農地・水保全管理支払交付金」により、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組に対し、支援しています。

平成24年度からは、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図り、平成28年度までの対策として継続します。

また、老朽化が進む農地周りの水路等の施設の長寿命化の取組や、水質・土壌などの高度な保全活動への支援を拡充します。

このパンフレットは、地域の皆さんが「農地・水保全管理支払交付金」を活用して、活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説したものです。

地域共同による農地、農業用水、農村環境の保全活動の例

基礎的な保全活動の例



■ 点検・機能診断



■ 遊休農地発生防止



■ 水路の保全管理



■ 農道の保全管理



■ ため池の保全管理



■ 地域環境の保全

施設の長寿命化や水質・土壌の保全等の高度な保全活動の例



■ 農道舗装の補修



■ 水路の老朽化箇所の補修



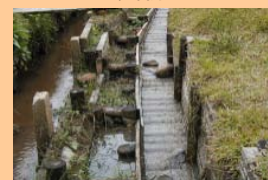
■ 素掘り水路からコンクリート水路への更新



■ 水田湛水による地下水かん養



■ グリーンベルトの設置



■ 水田魚道の設置

1. 農地・水保全管理支払交付金の構成

農地・水保全管理支払交付金は、以下に示す、（１）共同活動支援交付金と（２）向上活動支援交付金から構成されます。

（１）共同活動支援交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ①農地、水路等の基礎的な保全管理活動
（水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充など）
- ②農村環境の保全のための活動
（生物多様性保全、景観形成など）



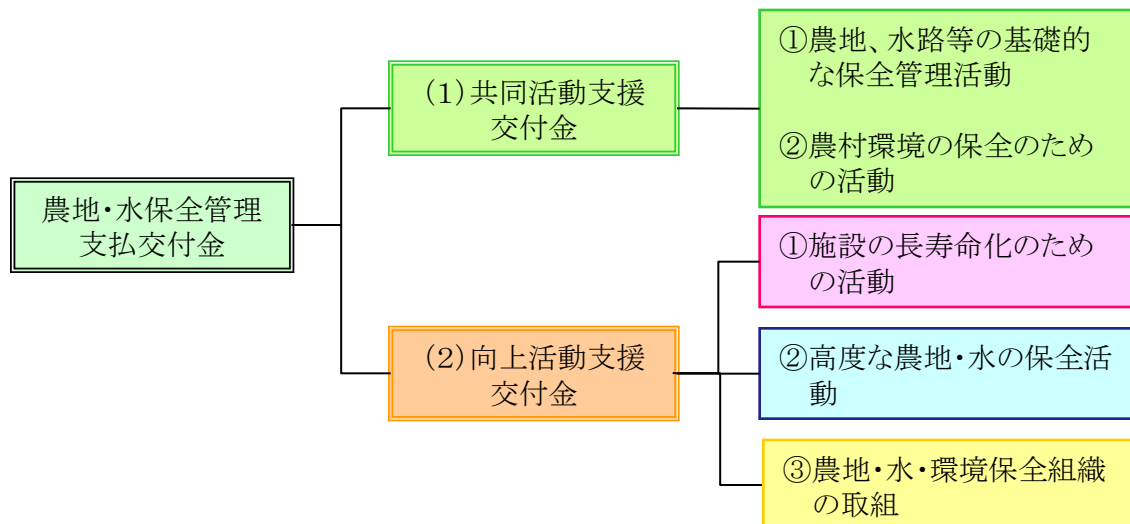
（２）向上活動支援交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ①施設の長寿命化のための活動
（農業用排水路等の補修・更新など）
- ②高度な農地・水の保全活動
（水質、土壌、地域環境の保全のための高度な取組）
- ③農地・水・環境保全組織の取組
（組織の設立、地域資源保全プランの策定など）



農地・水保全管理支払交付金の構成



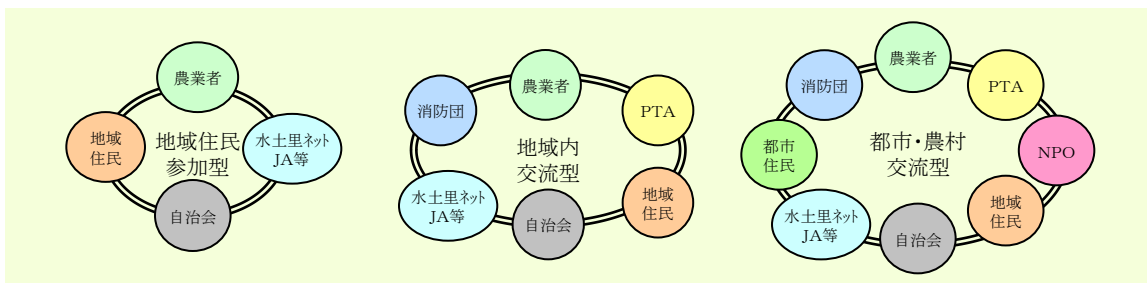
2. 支援の対象となる組織

農地・水保全管理支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す（１）活動組織、または（２）農地・水・環境保全組織のいずれかを設立する必要があります。なお、組織には農業者以外の構成員が参加することが必要です。

（１）活動組織

集落等の比較的小規模な単位で、個人の農業者に加え、地域住民、自治会、関係団体などの多様な主体が参画する組織です。

活動組織の構成例



（２）農地・水・環境保全組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落（活動組織）、土地改良区、地域の関係団体などから構成される、構成員間の協定に基づく組織です。組織設立等への支援を受けることができます。

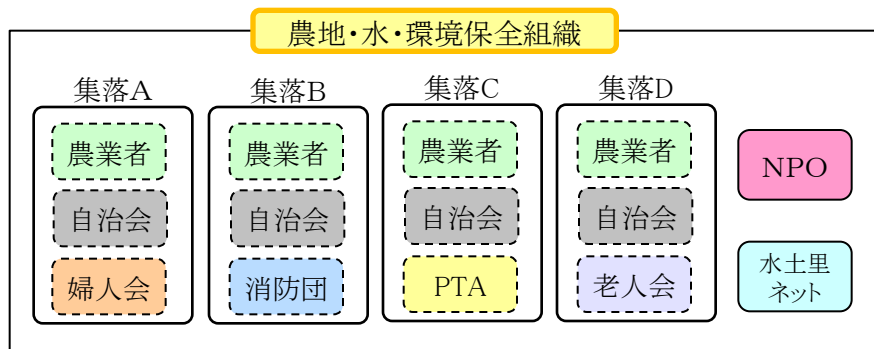
【構成】

対象区域の農地・農業用水等の保全管理活動を行う集落、NPO、地域の関係団体等複数の団体等から構成

【対象区域（面積）】

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（北海道にあっては、3,000ha以上）

農地・水・環境保全組織の構成例



3. 共同活動支援交付金の対象活動と支援単価

農地、水路等の資源の基礎的な保安全管理活動（①基礎活動）と、生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全のための活動（②農村環境保全活動）に対し、対象となる農地面積に応じて支援します。

対象活動と支援単価

(1) 対象活動

① 基礎活動

協定に位置づけた農用地、水路、農道等の資源を対象とする基礎的な保安全管理活動が対象です。「点検・機能診断」、「計画策定」、「研修」、「実践活動」から構成されます。

点検・機能診断



遊休農地の発生状況や施設の劣化状況等の確認

計画策定



点検・機能診断結果を踏まえた活動計画の策定

研修



技術力の向上や事務手続き等に関する研修の受講

【参考】

前対策から活動項目等を整理・統合しています。

基礎活動：94項目→23項目

農村環境保全活動

65項目→29項目

実践活動



耕作可能な状態への農地の保安全管理



漏水箇所の目地補修等による水路の保安全管理



砂利の補充等による農道の保安全管理



堤体の草刈り等によるため池の保安全管理

【実践活動の例】

② 農村環境保全活動

生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動が対象です。

「計画策定」、「啓発・普及」、「実践活動」から構成されます。

計画策定



地域の農村環境の保全に向けた計画策定

啓発・普及



地域住民との交流活動や広報等による啓発・普及

実践活動



水質調査等による農業用水の保全



グリーンベルトの適正管理等による農地の保全



植栽による景観形成等による地域環境の保全

【実践活動の例】

(2) 支援単価

新規地区（基本単価）

	都府県	北海道
田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,800円/10a	1,200円/10a
草地	400円/10a	200円/10a

継続地区

基本単価の7.5割を上限

・ 上表は、国と地方公共団体の合計額
・ 交付額は、上表の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出

4. 向上活動支援交付金の対象活動と支援単価

4-1. 施設の長寿命化のための活動

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動に対し、対象となる農地面積に応じて支援します。

対象活動と支援単価

(1) 対象活動

水路、農道などの施設の老朽化部分の補修や、機能維持のための更新等の活動が対象です。

(2) 支援単価

	都府県	北海道
田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,000円/10a	600円/10a
草地	400円/10a	400円/10a

- ・上表は、国と地方公共団体の合計額
- ・交付額は、上表の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出

補修



農道舗装の補修



老朽化した水路のコーティング等による補修

【活動例】

更新等



素堀り水路からコンクリート水路への更新

【活動例】

復旧活動支援交付金

東日本大震災等の被災地域において、水路の補修等の取組を支援します。

支援単価：施設の長寿命化のための活動と同額

4-2. 高度な農地・水の保全活動

水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全に資する高度な保全活動に対し、取組内容、対象となる農地面積に応じて支援します。

対象活動と支援単価

(1) 対象活動

水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全を行うもので、専門家の指導など高度な技術が求められる活動が対象です。

農業用水の保全



水田湛水による地下水かん養
【活動例】

農地の保全



グリーンベルト設置による土壌流出防止
【活動例】

地域環境の保全



水田魚道の設置による生物多様性の保全
【活動例】

(2) 支援単価

	都府県	北海道
田	500/1,000/2,000 円/10a	500/1,000/1,500 円/10a
畑	500/1,000/1,500 円/10a	500/1,000 円/10a
草地	—	—

- ・上表は、国と地方公共団体の合計額
- ・交付額は、1 組織あたり、200万円を上限

【対象となる活動の例】

- ・循環かんがいによる水質保全
- ・浄化水路による水質保全
- ・土壌流出防止（グリーンベルト等の設置）
- ・ため池利用による洪水調節
- ・生態系の回復（水田魚道、水路魚道、ワンド、ビオトープ等の設置）
- ・水環境の回復、地下水かん養
- ・水田貯留 等

4-3. 農地・水・環境保全組織の取組

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて農地・農業用水等の資源と地域環境の保全を行う「農地・水・環境保全組織」に対しては、その設立及び地域資源保全プランの策定を支援します。

支援内容と支援単価

(1) 支援内容

【農地・水・環境保全組織の設立等】

農地・水・環境保全組織の設立等の際に必要な経費を支援します。

【地域資源保全プランの策定】

農業施設の劣化状況の把握等により、施設の長寿命化対策の計画的な推進等を図る「地域資源保全プラン」の策定を支援します。

(2) 支援単価

対象活動	支援額
農地・水・環境保全組織の設立等	40万円/組織
地域資源保全プランの策定	50万円/組織



施設の状況の把握

5. 活動の手順

活動の手順は以下の通りです。

① 組織の設立

↓ 活動を実施する組織を設立します。(2ページ)

② 計画の策定

↓ 地域で取り組むそれぞれの活動の計画を策定します。

③ 申請書類の提出

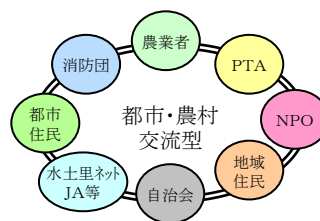
↓ 市町村と協定を結ぶなどの手続きを行い、組織から地域協議会又は都道府県へ申請を行います。※

④ 活動の実施

↓ 交付金を受け、計画に基づき、活動を実施します。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。
当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。



※ 申請に関する詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。